

(様式2)

地方自治法（昭和22年4月17日法律第67号）第234条第2項、地方自治法施行令（昭和22年5月3日政令第16号）第167条の2第1項第5号及び横浜市契約事務委任規則第4条第4項第2号により次のとおり随意契約を締結したので、その概要を公表します。

令和7年11月18日

横浜市契約事務受任者
下水道河川局長 遠藤 賢也

1 契約の概要

南部水再生センター内送泥管緊急対策工事

2 履行（納品）場所

磯子区新磯子町39番地

3 契約日

令和7年10月22日

4 履行日又は履行期間

契約日から令和8年3月30日まで

5 契約予定概算額

¥12,000,000. -

6 契約の相手方（名称及び所在）

名称 南部工業株式会社 代表取締役 中西 理栄

所在 神奈川県横浜市中区本牧間門46-11

7 当該随意契約を行わざるを得なかった理由

南部汚泥資源化センターが所管する、南部水再生センター内に整備した送泥管の一部施設（可とう管）において、送泥時に当初想定していなかった「管の潰れ」が発生することが判明しました。

早急な措置を行わないと、事象発生箇所から汚泥が漏洩し、下水処理機能停止等の甚大な影響を及ぼすため、本工事では事象が発生している管について修繕工事を行います。

8 契約の相手方の選定理由

今回の工事は、管の加工等が必要となる地上部の配管作業です。本業者は、現在、南部水再生センター内で配管等の工事を請負っており、現場を熟知し、十分な技術を有していることから選定しました。

9 所管課

下水道河川局下水道施設部施設整備課